

平成26年度

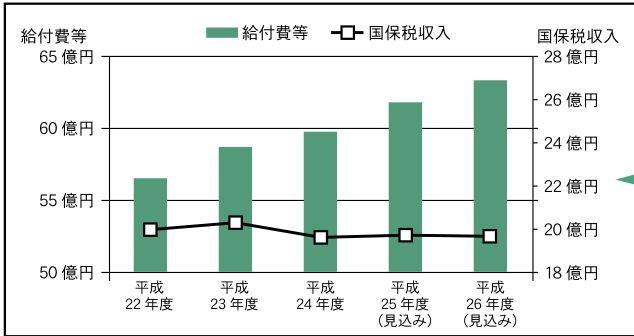
国民健康保険税率の改正にご理解をお願いします

◆税率改正の背景

国民健康保険制度は、加入者のみなさんに納めていただく国保税と国や県、市からの補助金などで運営しています。近年の急速な高齢化や医療技術の高度化による医療費の伸びに国保税収入が伴わず、厳しい財政状況が続いています。これまで市では加入者の負担をできる限り増やさないよう、合併以降、積立基金の取り崩しや一般会計からの補てんにより、税率を据え置いて運営してきました。

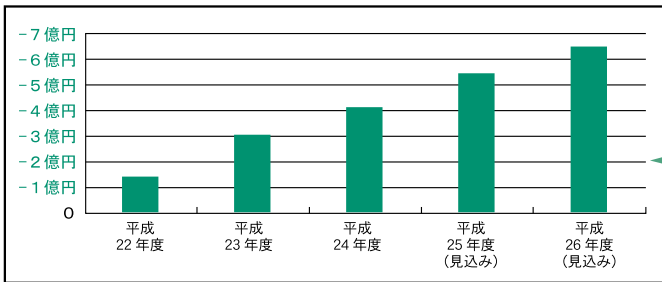
しかし、今後も給付費などの増加により、さらに厳しい財政状況となることが見込まれます。国民健康保険事業を健全かつ安定的に運営するため、平成26年度分から税率を改正することになりました。ご理解とご協力をお願いします。

給付費等と国保税収入



被保険者数の減少などにより国保税収入の増加は期待できない一方で、給付費などに係る金額は増加しています。

実質単年度収支の赤字額



一般会計からの補てんなどを除いた実質単年度収支は赤字額が年々増加しており非常に厳しい財政状況です。

国民健康保険とは

病気やケガをしたときに安心して医療を受けられるよう加入者が保険税を負担し、お互いに助け合う制度で、社会保険などに加入していないすべてのかたが加入することになります。

◆改正内容

今回の改正により納めていただく国保税は平均で8.6%引き上げとなり、約1億9千万円の増額を見込んでいます。財源の不足を税率改正のみで補うことは急激な税負担の上昇となるため、一般会計からの補てんも受けて財政の立て直しを図ります。

—— 加入者全員対象 ——

改正後の税率

算出基準	医療分		後期支援金分		介護分	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割 (前年の総所得金額－基礎控除 33万円)	6.0%	6.2%	2.0%	2.2%	1.0%	1.2%
資産割 土地および家屋にかかる固定資産税額	29.0%	20.0%	8.0%	6.0%	5.2%	5.0%
均等割 被保険者1人あたり	18,400円	25,000円	4,600円	7,000円	5,700円	9,000円
平等割 1世帯あたり	20,800円	18,000円	5,200円	5,000円	4,500円	3,000円

※世帯の合計所得が一定の基準以下の場合、軽減措置があります。

40歳～65歳未満の方